

平成20年度施政方針

平成20年第1回城里町議会定例会にあたり、提出いたしました議案の説明に先立ち、町政運営に関する所信の一端と施策の概要を申し上げ、議員各位をはじめ、広く町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

3年前、多くの町民の皆様からご信託をいただき、新生城里町の初代町長に就任し、合併以来、各地区に蓄積された特色ある歴史、風土、そして豊かな自然とその個性を大切に引き継ぎ、それぞれに特色のある地域の調和を図りながら、合併後における新町の速やかな一体化を促進し、城里町のまちづくりの目標であります「人と自然が響きあい ともに輝く住みよいまち」を基本理念として、町勢発展に傾注してまいりました。

顧みますと、地方分権の進展という時代の潮流の中にあって、未来のまちづくりに夢を抱き、地域課題の解決を図るべく、全国的な合併気運のなか新町として誕生したわけではありますが、合併から今日まで、小泉政権、安倍政権、さらには福田内閣に引き継がれた国優先の財政改革、都市偏重の構造改革が、地方の行財政運営に、重く、厳しくのしかかっていることを痛切に感じております。

そのような厳しい地方財政状況の中で消防署所や小松小体育館の建設、下水道事業、農業集落排水事業、水道未普及地域解消事業の着手等ができたことは、議員各位をはじめ町民の皆様のご協力の賜と感謝申し上げます。

さて、我が国の経済状況は、企業収益の改善や設備投資の増加などにより、今後も国内民間需要に支えられた景気回復が続くものと見込まれておりますが、最近の原油価格の高騰の影響や米国におけるサブプライムローン問題による景気の減速が、日本経済に及ぼす影響は予断を許さないものがあり、決して楽観視できるものではありません。

また、国の財政状況は、平成19年度末の国債残高は547兆円にも上ると見込まれており、このような状況のなか、国の平成20年度予算における概算要求方針においては、平成19年6月に閣議決定された「基本方針2007」を踏まえ、引き続き「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」に則

り、財政健全化に向けた歳入・歳出の一体改革を着実に進めることとし、財政構造改革に対する断固たる姿勢を示したところであり、この目標達成に向け、引き続き最大限の歳出削減を行うこととしておりますが、地方財政についても、国の歳出の見直しに歩調を合わせて人件費や地方単独事業をはじめとする歳出の抑制を図り、地方団体の自助努力を促していくことを進め、地方財政計画の歳出規模を抑制することとしております。

これらを踏まえた、国の平成20年度の一般会計予算規模は、83兆613億円で、対前年度0.2パーセント増の伸びを示しております。

一方、平成20年度の地方財政計画においては、安定的な財政運営に必要な地方一般財源の総額は、1.1パーセント増の59兆8,858億円と前年度水準以上を確保しており、地方財政計画の規模は地方再生対策費の創設等もあり、83兆4,014億円と、7年ぶりに増加となっております。

地方交付税については、2,000億円の増となっており、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税についても、4,000億円の増と平成15年度以来の増額確保となっております。

しかしながら、先にも触れたとおり、国の経済情勢は先行き不透明であり、また、国の財政状況は未曾有の危機に直面しております。

本町の財政状況は、平成18年度決算においては、実質公債費比率、地方債現在高比率といった後年度負担要素指数が前年度より改善されつつあり、町債残高の抑制や基金取り崩し額の縮減など、財政の健全化に向けた成果が徐々に現れているところでありますが、その一方で、歳入総額のうち自主財源の占める割合は30.2パーセントと県内において最低となっており、依存財源である交付税に40パーセント近くを頼っているような状況にあります。

加えて、平成19年6月に「地方公共団体財政健全化法」が公布され、特別会計や外郭団体を含めた負債の水準など新たな財政指標により、一定の基準以下の団体については、早期健全化計画の策定や外部監査の義務付け、起債の制限など、これまで以上に自立と地域の自己責任による自治体経営が求められることとなります。今後とも、これらを念頭においた行財政運営が必要不可欠であり、将来に責任が持てる行政システムを確立していくことが最重要課題となっております。

こうした状況下において、地方分権時代にふさわしいスリムで効率的な行政システムを確立するため、これまでの制度や仕組みにとらわれることなく、事務事業の厳選による歳出の見直しを進め、「選択と集中」による効率的な予算配分で、最大限の効果が発揮できるよう重点的な分野への財源を投資し、さらに、歳入面では自主財源の積極的な確保策を講じて、持続可能な財政運営への転換を図ることを目標とし、行財政改革を喫緊の課題として取り組んでまいります。

年間総合予算編成にあたっては、国県の予算編成方針や地方財政計画等にも十分留意し、「城里町第1次総合計画」の基本目標に即して、町民が真の豊かさを実感できるまちづくりに、財政の許す限りの予算編成に意を尽くしたところであります。

次に、主な施策について申し上げます。

第1は、「心やすらぐ自然環境のなかで安全で快適に暮らせるまちづくり」であります。

(自然環境・景観の保全)

緑につつまれた豊かな自然環境を後世にわたって保全し、まちづくりに活用していくため、居住環境と自然環境の調和する計画的な土地利用を推進してまいります。

また、地域、家庭、学校、職場、野外活動の場などにおいて、環境美化運動を積極的に実施することにより、町民一人ひとりの環境に対する意識の高揚を図るとともに、地域の特性に即した環境保全対策の取り組みを進めてまいります。

(環境対策の推進)

循環型社会に対応した環境にやさしいまちづくりを目指し、良好な環境を次の世代に引き継いでいくため、環境への負荷の少ない社会の構築、住民総参加による環境保全の推進を図ってまいります。

また、よりよい生活環境を築いていくには、社会全体の中で日常的な活動と、環境との関係を認識することが重要であることを踏まえ、住民、民間団体、

事業者との協力連携のもと、環境の保全を計画的に推進いたします。

一般廃棄物処理事業につきましては、引き続き城北地方広域事務組合において処理を行いながら、家庭ゴミ等の減量化を進めてまいります。

不法投棄や野外焼却の防止については、ボランティア U.D.監視員や警察等関係機関と連携して監視活動を展開し、住民や事業者への未然防止に向けた普及啓発を行い、不法投棄防止対策に取り組んでまいります。

(道路交通体系の整備)

道路の整備については、町民が安全で快適な生活を営むために、また、地域活性化の根幹をなすものであり、期待も大きく早期の整備が求められているところであり、通勤、通学、防災上の利便性を考慮し、計画的な整備を図ってまいります。

生活道路の維持補修については、排水施設や舗装の整備など、安全で人に優しい道路環境の整備に努めてまいります。

国県道を補完する幹線町道の整備については、新町の一体性を確保しながら計画的に推進してまいります。

特に、七会地区の町道徳蔵倉見線については、早期の完成を目指し平成17年度より路線調査測量を実施しておりますが、平成19年度に用地買収を進めており、平成20年度から工事に着手してまいります。

また、県道の改良工事についても、阿波山徳蔵線の路線延長区間(三ツ埜線)については、平成20年度から工事に着手する予定になっております。

国道123号バイパスについては、県において用地買収に着手しておりますので、これらについても県と一体となって推進を図り、バイパスの整備促進に努めてまいります。

次に、交通対策につきましては、高齢者などの生活の足を確保するとともに、町内の公共交通機関空白地域を解消するために、平成19年2月1日からデマンド交通システムによる「ふれあいタクシー」の運行を開始しております。この「ふれあいタクシー」は交通弱者への利便性が良くなり、町外に向きがちであった外出先を町内に呼び戻す効果が期待でき、一体的なまちづくりにつながる優良事例として全国からも視察が来ております。

今後は、さらに地域に根ざした公共交通となるよう鋭意努力してまいります。

(上・下水道の整備)

水道事業については、常北地区水道事業、桂地区水道事業の1会計2事業並びに七会塩子地区簡易水道事業特別会計により、引き続き運営をしております。

現在、普及率は、92パーセントとなっており、町民の大多数が利用できるまでに普及しておりますが、長期的な視野に立った給水体制の充実を図り、清浄で安心できる良質な水道水の安定供給に努めるとともに、水道事業の安定経営化を図っております。

また、継続事業であります統合簡易水道施設整備事業、水道未普及地域解消事業を推進し、未給水地域の解消に向けた整備を進め、普及率の向上に努めてまいります。

さらに、藤井川ダム再開発事業等の早期の完成を要望し、安定した水源の確保により、都市化の進展や生活向上に伴い、安心して利用できる信頼性の高い豊かな生活基盤を支えるための水道施設を目指してまいります。

次に、下水道の整備についてであります。下水道は、汚水の排除、トイレの水洗化といった生活環境の改善のみならず、農業用水や公共用水域の水質を保全するためにも重要な事業となっております。

このため、平成3年度から那珂久慈流域関連公共下水道事業として、石塚地区の中心市街地48ヘクタールを整備し、さらに、事業認可面積を拡大し、現在認可区域面積271ヘクタールの整備を進めているところであります。

平成19年度末までには、石塚・那珂西・上泉・上青山・下青山地区の一部を含む196ヘクタールの区域の整備が完了する予定であります。

特定環境保全公共下水道事業については、平成19年度末までに、栗・阿波山・上坏・下坏地区の居住区域196ヘクタールの整備が完了します。引き続き下阿野沢・上阿野沢・御前山・高根地区91ヘクタールの整備拡充を進めてまいります。

また、農村地域の生活環境整備を図るために進めております農業集落排水事業については、上入野、常北青山、北方高久、孫根4地区施設の効率的な稼動を行うことにより、維持管理費の節減に努めてまいります。

さらに、平成18年度から着手しました古内地区の事業については、引き

続き整備を進めてまいります。

なお、平成20年度から県森林湖沼環境税の導入に伴い、単独処理浄化槽撤去に対する補助が新設されており、未整備地区については、県や関係機関と連携し、この制度を有効活用することにより、合併処理浄化槽の整備促進に努めてまいります。

(公園・緑地の整備と緑化の推進)

緑豊かな自然環境を生かした調和のとれたまちづくりを進めるため、良好な生活環境づくりに向けて、公園やポケットパークなどの維持を図りながら、良好な景観を備えた地域環境の場の提供や形成に努めてまいります。

(消防・救急・防災の推進)

町内において平成19年には、大規模な災害等は発生しておりませんが、12月に桂地内において連続して不審火と思われる火災が発生しております。町全体としては、建物火災6件を含む10件の火災が発生し、町民の生命財産を守り、安心・安全な生活を確保するには、消防防災体制の強化が求められております。

昨年4月から水戸市消防本部への消防事務委託の一元化とあわせて、水戸市消防本部北消防署城里出張所が稼働を開始したところであり、消防ポンプ自動車と高規格救急車が配備され、町民の災害及び緊急時へのより迅速な対応ができるようになったところであります。

また、町連合消防団も平成20年度より新たに城里町消防団として一本化をし、これらの円滑な移行とあわせ、団員の規律教養訓練、水害を想定した水防演習、林野火災防ぎょ演習への参加をとおり、消防力の向上に努めてまいります。

さらに、自然災害等の発生に備えるため、自主防災組織等の設立支援や事業所との災害時協力体制を推進し、地域防災力の向上を図ってまいります。

また、七会地区水道未普及地域解消事業にあわせて、平成20年度も継続して消火栓を設置し、緊急時の水利の確保に努めてまいります。

(防犯・交通安全の推進)

交通事故は、人の生命を奪う悲惨なものであり、茨城県は他県に比べて交通死亡事故が多く、平成19年中の死亡事故者数は179人を数え、全国ワースト11位という結果となっております。

本町においても、昨年は1件の死亡事故が発生しており、車社会の進展に伴い、年齢・性別を問わず交通事故に遭遇する危険性が年々増大しております。

このような現状を踏まえ、交通安全協会、警察など関係機関団体と連携を図り、子供やお年寄りを対象にした交通安全教室や、街頭での交通安全キャンペーンを実施し、町民の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設の整備に努めてまいります。

防犯につきましては、近年、児童生徒が狙われる凶悪な事件や、悪質な窃盗が多発しております。

これらの犯罪状況を踏まえ、防犯連絡員や警察との連携により、防犯キャンペーンやパトロールの実施といった取り組みを積極的に進め、町民の防犯意識の高揚を図ってまいります。

また、夜間における事故、犯罪の発生の未然防止対策として、防犯灯の整備を進め、安全で安心なまちづくりを推進してまいります。

(情報通信網の整備・充実)

情報通信網の整備についてであります。政府は、2010年度へ向けたブロードバンド(超高速通信網)の整備の在り方を示す「次世代ブロードバンド戦略2010」を策定し、2011年7月までに情報格差のない社会を実現するという目標を掲げており、具体的には、2010年度までに光ファイバの整備を促進し、ブロードバンド・ゼロ地域の解消を図るというものであります。

本町としましても、引き続き民間通信事業者への光ファイバ整備要望を続け、民間通信事業者が参入できないところに関しては、町と民間事業者が連携を図りながら光ファイバ網を構築することにより、地域住民の利便性の向上や社会経済活動の活性化を図ってまいります。

第2は、「ともに支えあいすべての人が元気で安心して暮らせるまちづくり」であります。

(地域福祉の充実)

急速な少子・高齢化の到来、生活意識や価値観の変化などにより、福祉を取り巻く環境は大きく変化し、町民のニーズはますます高度化、多様化し、福祉施策の一層の推進や新たな施策の展開が求められております。

地域における高齢者や障害者をはじめ、誰もが家庭や地域で安心して暮らすことのできる社会の実現に向けて、町民自身の努力やお互いに支え、助け合う「地域福祉」の推進が重要視されております。

特に、支えを必要としている人に対する日常的援助など、きめこまかな対応をしていくためには、町民一人ひとりが地域福祉の担い手として、主体的に活動していくことが必要であります。

こうした支えあい活動を活発化させるために、町民自らが福祉に関心を持ち理解を深めるよう働きかけを行いながら、社会福祉協議会を中心としたネットワークづくり及びボランティア育成支援などを行い、町民同士の交流による連帯の推進に努めてまいります。

また、これらを具現化するため平成19年度策定の「地域福祉計画」を踏まえて、地域コミュニティづくりを図ってまいります。

(子育て支援の充実)

近年の出生率の低下の要因は、未婚化、晩婚化という結婚を取り巻く環境や出産、子育てをめぐる環境の変化と考えられ、将来の社会、経済全般に深刻な影響を及ぼすことが懸念されており、多様な少子化対策を講ずる必要に迫られております。

このような状況に対応するため、妊婦健診の公費負担の拡充や妊婦及び乳幼児に対する一貫した母子保健事業を展開し、育児に関する適切な情報の提供や指導、健やかに子どもを生み育てることができるための環境整備に取り組んでまいります。

子育て中の親子の育児支援については、地域子育てセンターを拠点に、育児不安の解消と親子の交流を支援してまいります。

また、児童の健全な育成を図るため、昼間、保護者のいない家庭を支援するため、放課後児童健全育成事業を引き続き実施するとともに、小学校施設を利用した事業のさらなる拡充を図ってまいります。

子育て不安やいじめ、不登校、非行など複雑多様化する児童育成問題に対応するために、地域協力委員や民生委員児童委員、学校並びに要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携を密にし、問題解決に努めてまいります。

保育事業につきましては、公立保育所及び私立保育所において、保育サービス支援事業や特別保育事業を実施し、保育事業の充実を図ってまいります。

なお、急激な少子化の進行による社会経済の影響を避けるため、様々な少子化対応施策を展開してまいりましたが、引き続き「次世代育成支援対策推進法」に基づく、行動計画の推進を図ってまいります。

また、町単独事業として、城里町次世代育成支援金制度を継続して実施し、次世代を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、家庭における生活の安定と幸せな地域づくりのため、支援を続けてまいります。

(高齢者福祉の充実)

長寿化した人生を健康でいきいきと過ごすことのできる社会の実現をめざすためには、高齢者一人ひとりが、自らの意思による自立した生活を営めるよう、また、住みなれた地域で安心して暮らせるよう、高齢者の保健福祉をはじめとする諸施策の充実を図ることが重要となっております。

特に、認知症や寝たきりになるなど、介護を必要とする方が増加している状況にあり、高齢者ができる限り介護状態に陥ることなく、健康でいきいきとした生活を送れることを重点においた、介護予防事業が開始されております。

また、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直しを行い、次期計画に向けた体制の整備を推進してまいります。

(障害者福祉の充実)

障害のある人が障害のない人と同じように生活をし、地域の一員として行

動できることが重要であります。

障害者自立支援法及び障害福祉サービスや地域生活支援事業などの提供体制の確立に関する計画に基づき、障害者施策の再構築や各種サービスの見直しを進め、障害者福祉の充実に努めてまいります。

(保健・医療の充実)

現代は、生涯にわたり元気で活動的に暮らすことができる、「健康寿命」をいかに伸ばすかが大きな課題となっております。

保健事業については、生活習慣病予防や介護予防の重要性が高まるなか、自主的な健康づくりを目指し、町民一人ひとりの健康に関する意識を高めるとともに、地域や社会を挙げての食育推進を展開するため食育推進基本計画を策定いたします。

医療福祉事業は、社会的及び経済的負担の大きい乳幼児・父子・母子家庭・重度心身障害者・妊産婦等の医療に係る負担の軽減を図ることを目的とした県の単独事業であり、制度の周知徹底を図るとともに、受給者の利便性を高めてまいります。

特に、本町におきましては、少子化対策及び子育て支援の一環として、小学校卒業までの児童を対象に、医療費の助成を行ってまいりましたが、さらに継続して子育て支援の充実に努めてまいります。

また、平成20年度から、40歳から74歳までの方を対象に、特定健診、特定保健指導の実施が医療保険者に義務付けられたことから、健康診査や保健指導の受診率を向上させるための指針、数値目標を設け、生活習慣の改善をすることにより、メタボリックシンドロームの該当者やその予備群を計画的に減らすことを目指してまいります。

(社会保障制度の充実)

国民健康保険制度、老人保健制度、後期高齢者医療制度、介護保険制度などの社会保障制度については、制度の周知を徹底し、保険税(料)の賦課や収納率の向上及び医療費などの適正化を図るとともに、基盤の安定した運営に努めてまいります。

第3は、「豊かな地域資源を活かした魅力と活力にあふれるまちづくり」であります。

(農林業の振興)

本町の農業は、基幹産業として、米・施設園芸・野菜・果樹・麦・大豆・林産物・茶・畜産を主体とした営農が展開されてきましたが、近年の都市化の進展、農産物の価格の低迷とともに、基幹労働力、若年労働力は他産業に流出し、兼業農家が増加しております。

さらに、農業従事者の減少や高齢化が進み、農家数及び田畑など経営耕地についても減少傾向をたどり、耕作放棄地の増加が著しいところとなっております。

平成20年度からは、新たに農業に取り組もうとする新規就農希望者、農外からの就農希望者を対象に町内の先進農家への研修など農業者の育成を図ってまいります。

また、平成20年度から、品目横断的経営安定対策が水田経営所得安定対策に変わり、この対策により農業の中心的な担い手となる認定農業者の育成、集落営農組織及び各生産組織の支援に力を入れてまいります。

さらに、地域の農業者だけでなく、非農業者も含めた地域ぐるみの取り組みとして、農地・水・環境保全向上対策事業を推進し、農村環境の保全向上に努めてまいります。

水田農業構造改革対策については、平成22年度までに農業者、農業者団体が主体的に需給調整を行うシステムに移行し、米作りの本来あるべき姿の実現を目指していきます。

しかし、米の消費低迷や過剰作付け等により19年産米の価格が大幅に下落したことから、平成20年産以降の生産調整の実効性を確保するため、各水田農業推進協議会及び集荷業者等と「当面の生産調整の進め方」を決定し、その推進に全力をあげることにしたところです。

なお、生産条件が不利な地域に対しては、耕作放棄地の発生を防止し、水源のかん養、洪水防止等の多面的機能を確保する観点から、中山間地域等直接支払制度を引き続き活用し、農地の保全を図ってまいります。

さらに、地域資源を活かした都市との滞在型交流を目指す取り組みとして、

グリーンツーリズム事業を引き続き推進してまいります。

生産基盤の整備については、農業の省力化と土地利用の効率化を図るため、那珂川沿岸農業水利事業の早期完成を国、県など関係機関に働きかけると同時に、畑地基盤整備や農道整備を計画的に進め、大型農業機械による生産性の向上、生産物の搬出搬入の合理化を図ってまいります。

次に、畜産の生産環境は、生産者の高齢化等により厳しくなっておりますが、牛海綿状脳症・鳥インフルエンザ等の家畜伝染病に注意を払い、各種防疫対策事業を実施し生産の安定化を図ります。

また、黒毛和牛については、資質の優れた素牛の導入事業として、繁殖牛導入事業を関係機関と一体となって実施してまいります。

次に、林業の振興については、安価な外材の輸入などにより厳しいものがありますが、森林は災害防止、水資源のかん養など自然環境を維持するために大切な機能を有しており、ゆとりと安らぎを与えてくれるものであります。

このため、植林事業の重要性や緑化運動の普及啓蒙を図るとともに、間伐等の維持管理を行いながら森林の保護に努めてまいります。

(商工業の振興)

長引く景気低迷の中であって、小売業者を取り巻く環境は、大型量販店の進出や価格競争の激化、また、商圈の広範囲化等により極めて厳しい状況にあります。

このような環境の中で、経営基盤の弱い小規模事業者が活力を維持し、さらに発展してゆくためには、自助努力はもちろんであります。自己意識の改革を強く求めていかなければなりません。

そのためには、商工会を中心とした会員相互の連帯意識の高揚と組織の強化、商工会活動強化のため、引き続き助成をしてまいります。

また、中小企業事業資金に対する保証料の補助及び設備資金への利子の補給を引き続き行ってまいります。

さらに、地域雇用創造支援事業の創設による新規創業者の支援・雇用の拡大を図ってまいります。

次に、工業の振興であります。経済は回復基調にあるといわれておりますが、まだまだ、景気回復の実感が感じられない状況にあり、企業誘致につ

いては、雇用の場の提供、町民所得の向上、消費人口の増加等が期待されますので、町の活性化を図るため、引き続き関係機関等との連携を図りながら優良企業の誘致に努めてまいります。

また、進出企業及び用地提供者に対しては、今後も企業立地奨励金を交付してまいります。

(観光・レクリエーションの振興)

豊かな自然を生かした「ふれあいの里」、「うぐいすの里」、「山びこの郷」は、本町の観光の核として重要な位置付けとなっておりますが、利用者は年々減少傾向をたどっております。

指定管理者制度の導入後2年が経過し、指定管理者による各種イベント・体験教室等が実施され、3施設を一体化した管理が行われております。

今後は町としても、集客力を高めるためのPR等を実施し、より効果的、効率的な運営の支援をしてまいります。

直売施設については、家族旅行村「藤井川ダムふれあいの里」地内にある城里町物産センターの指定管理者制度の導入を検討し、地場産物の販売促進並びに農家所得の向上を目指してまいります。

他施設についても、積極的なPRに努め、利用客の誘致への支援をしてまいります。

また、健康増進施設「ホロルの湯」についても、多様化する利用者のニーズに応え、サービスの質的向上と効果的、効率的な運営への支援を行うとともに、町民の健康増進及び憩いの場としての利用促進のため、町内居住者に対する半額利用券等の積極的なPRを図ってまいります。

観光協会につきましては、各種イベント等の開催並びに協賛や観光PR・県立自然公園の保護管理、さらに、会員を中心として、町・商工会・JA等が連携を強化し、城里町における観光資源の開発及び郷土産物の紹介と観光客の誘致を図りながら、地域産業の活性化に努めてまいります。

第4は、「次世代を担う豊かな心の育成と歴史・伝統を大切にすまちづくり」であります。

(幼児教育・学校教育の充実)

幼児教育については、少子化の中、子育てを支援する社会づくりが重要となっており、地域、家庭と連携した教育の推進と幼稚園、保育所との連携等により教育環境の充実に努めてまいります。

学校教育については、価値観の多様化による先進的な教育のニーズが高まる中、次代を担う子供たちの「確かな学力」や「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康や体力」を育成することが求められております。

そのため、基礎的学力をつける学習指導の充実はもとより、人権、環境、福祉、情報、郷土、ボランティアなどの今日的なテーマを積極的に採り入れた総合的な学習を推進するとともに、外国人による英会話指導など、国際理解教育に取り組んでまいります。

また、いじめや不登校などの課題に対応するため、学校、家庭、地域との連携強化を図り、地域に開かれた魅力ある学校づくりに努めてまいります。

小・中学校の施設整備については、常北中学校の建設検討委員会を立ち上げ、基本設計を進めてまいります。

また、地域によっては、近年児童数が減少し、複式学級の学校もあることから、子どもたちが多くの仲間の中で切磋琢磨し成長できるよう、適度な教育環境の確保に努めてまいります。

小学校の適正規模や適正配置については、学校再編検討協議会において、十分検討しておりますので、答申後は実施計画を策定するため(仮称)学校再編実施計画準備委員会等を設置して、学校再編の具現化に取り組んでまいります。

学校給食については、食の教育や地産地消の視点に立ち、地域で生産される米や野菜などの食材の利用に努め、安全・安心な学校給食を供給してまいります

(生涯学習・生涯スポーツの推進)

人生80年時代を迎え、また、社会が複雑、多様化する中、余暇時間の活用の重要性の高まりやニーズの多様化を踏まえ、町民一人ひとりが、それぞれの年代や生活様式に応じて、自由に学び、楽しみ、その成果がまちづくりに反映されるような仕組みづくりに努めてまいります。

そのため、生涯学習推進大綱、スポーツ振興基本計画を基本とし、各種講座、事業のメニューの充実や自主活動団体の育成、人材の育成、相談の充実を図るなど体系的、合理的な事業の推進に努めるとともに、各地域の町民の交流を促進してまいります。

また、地域における自主的な活動の活性化を図るとともに、コミュニティセンターや各地域の公民館、トレーニングセンターや運動公園などの生涯学習施設や各種運動施設の整備充実に努めてまいります。

複合施設である図書館、郷土資料館については、各地区にある公民館との連携を図りながら、図書、各種資料の充実保存に努め、利用しやすい学習拠点としての機能の充実に努めてまいります。

また、学習機会や各種講習会、施設を町民が利用するとき等、必要なときに必要な情報が入手できるよう、広報紙やホームページ等による情報提供の充実に努めてまいります。

ふれあいの船事業については、町内の小学校6年生を対象に、宿泊学習を実施し、北海道の雄大な自然の中での活動や船を利用した集団活動の場をとおして、心身ともに調和のある人間形成を図ってまいります。

また、子どもたちの安全・安心な居場所づくりを推進するため、福祉部門と連携を図り、小学校余裕教室の活用、地域住民との交流活動等を実施する放課後子どもプラン推進事業に取り組んでまいります。

(芸術・文化の振興)

町民の一体性を確保し、町民一人ひとりが町に誇りと愛情が持てるようにするためには、各地域で行われている芸術・文化活動や古くから残されている文化財を理解し、それらを伝承していくとともに、町として文化のかおり高いまちづくりを進めることが重要であります。

そのため、地域・家庭・学校間の連携、交流を進め、各地域の自然・歴史・伝統・文化に触れることで、関心や理解を深め、人と人とのつながりを大切にする施策を推進してまいります。

芸術・文化の振興については、コミュニティセンター、公民館、郷土資料館において多様な事業の展開を図るとともに、町民の自主的、創造的な芸術文化活動の支援を図り、芸術祭や各種の行事、展示をとおし、町民各層

が広く芸術文化に親しみやすい環境整備に努めてまいります。

また、「第23回国民文化祭・いばらき2008」が、平成20年11月に本県において開催され、本町では11月9日に「コミュニティセンター城里」を会場に文芸祭「川柳」が開催されます。

この大会では、国内外の川柳に親しむ人々から広く「川柳作品」を募集するとともに、川柳愛好者相互の交流を図り、文芸の息吹を城里町から発信する祭典としてまいります。

この大会開催をとおり、「城里町」を広く県内外にPRしていくとともに、多くの方々の参加、交流による感動と共感が、城里町で育まれた文化の再認識と新しい時代の文化の創造につながる契機となるよう努めてまいります。

次に、史跡等ではありますが、町には史跡及び遺跡、彫刻、工芸品など有形、無形の文化財が数多く存在しております。

そのため、文化財保護計画を基本として、計画的に文化財の保護、活用を図るとともに、情報冊子やインターネットなどの各種媒体による情報を発信し、広く町民に理解を求め保存と継承に努めてまいります。

第5は、「住民と行政がともに手を取りあう開かれたまちづくり」であります。

(住民主体のまちづくりの推進)

地方分権が進展する中で、複雑化、多様化する行政課題を解決し、活力ある地域づくりを進めるには、住民と行政がともに考え、ともに行動する「協働」によるまちづくりを進めていくことが重要となっていることから、自治意識の高揚に努め、各種施策への住民参画の促進や地域コミュニティである自治組織の振興を図ってまいります。

また、広報紙の発行やホームページをとおして、行政情報を積極的に発信するとともに、パブリック・コメント制度を導入し、意思決定前の施策の情報を公表することにより、町政への「町民参画の機会」を確保してまいります。

(多様な交流の推進)

都市化の進展、情報通信技術の発展など、国内外の地域間交流活動も活発となっており、今まさに国際化、交流化の時代を迎えております。

また、多様な交流を推進することは、町内外地域への関心を高めるとともに、郷土の特性を見つめなおし再認識をうながし、地域の文化、教育、産業などの振興が期待されるところであり、これまで実施してきました「人」、「物」、「情報」の交流をより活発に推進してまいります。

これからは、行政主導型でなく町民主体の体制づくりを推進し、国際的な見聞を広げ、まちづくりの担い手となるリーダーの育成に努めながら、外国人を含む町内外地域の人に魅力があり、住みたくなるまちづくりに取り組んでいくとともに、交流の手法としてインターネット等を利用した交流についても考えてまいります。

(人権尊重と男女共同参画の推進)

家庭、職場、地域などにおいて、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人などに対する人権問題が大きな社会問題となっている中、町民一人ひとりが人権に対する正しい理解と認識を深め、尊重しあうことが重要となっております。

そのため、関係機関との連携のもと、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、学校教育や社会教育において人権教育に取り組むとともに、あらゆる機会を捉え啓発活動の推進を図り、人権問題に対する正しい理解と人権意識の向上に努めてまいります。

また、町民が男女共同参画の必要性を理解し、行動していけるよう意識の啓発や情報提供を行うとともに、男女共同参画の視点から各施策を進め、男女共同参画社会の実現を目指します。

(行財政運営の合理化・効率化)

行政運営にあたっては、地方分権の進展や町民ニーズの高度化、多様化に対応し、各種施策を総合的に推進するとともに、合併効果を最大限に活かし、効率的な行政運営を推進するため、集中改革プラン等による組織機構の見直し、事務事業の簡素化、定員管理の適正化を図りながら、行政サービスの水準の向上に努めてまいります。

また、行政評価制度等の導入をとおして、事務事業の必要性や有効性を見極め、より地域の実情にあった成果が得られ、限られた財源の有効利用

が図られるよう努めてまいります。

地方財政については、今後も地方交付税の一層の削減により厳しい財政状況が続くことが想定され、地域の行政は地域自身で決定し、その責任も自ら負うという、「自己決定、自己責任」といった地方自治体本来の姿が強く求められております。

このような中で、財政健全化を進めるには、その第一として、町税の収納確保が大前提であり、納税者の税負担の公平性の確保という観点から、滞納整理を積極的に進め、徴収部門体制の強化、全庁的な支援体制づくりなど、これまで行ってきた施策をさらに強化し、徴収率のアップに努めてまいります。

財政運営にあたっては、財政の健全化を最優先の課題とし、中長期的な財政計画のもと、最小の経費で最大の効果があげられるよう、施策の重要度や費用対効果といった視点に徹し、自主財源の確保に努め、将来にわたる自立的、持続的な財政運営を目指してまいります。

以上、平成20年度における主な施策の概要についてご説明いたしました。

平成20年度予算編成につきましては、依然、地方交付税に依存した財政体質にあり、人件費の縮減や事務事業の見直し等により経常経費の抑制に努めているものの、後期高齢者医療給付費負担金等による扶助費の伸び、また、公債費、補助費が依然高い割合を示しており、各基金を取り崩すことにより対応することとしたものであります。

以上のような財政状況にあり、限られた財源の効率的な配分により予算編成に努めたものであります。

平成20年度の一般会計予算は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり、90億4,000万円で前年度当初比0.6パーセントの増となっております。

国民健康保険特別会計(事業勘定)について申し上げます。

国民健康保険は、国民皆保険制度を支える基盤の中核的役割を担っておりますが、医療保険制度を取り巻く情勢は、高齢化等の急速な進展や疾

病構造の変化等による医療費の増高、加えて他の医療保険制度に加入しない被保険者を多く抱えるなど、構造的問題もあり大変厳しい財政運営状況にあります。

このような状況の中ではありますが、国保税率は引続き据置きとし、医療費の適正化や国保税の収納率の向上を図り、国民健康保険の安定的運営の確保と保険財政の健全化に努めてまいります。

平成20年度は、大幅な医療制度改革の中での予算編成となりましたが、国県の予算編成方針に基づき編成をいたしました。

そのような中、特に医療費の動向が国保財政を大きく左右することになりますので、これらの動向を見極めながら予算執行に努めてまいります。

予算総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり、22億1,586万7千円で前年度当初比1.7パーセントの増となっております。

国民健康保険特別会計(施設勘定)について申し上げます。

施設勘定においては、診療所を取り巻く環境の変化や地域住民の生活を守るため医療の確保と保健、福祉との連携を図りながら、町民の健康増進を目指し運営を行っているところであります。

しかしながら、高齢化による影響や疾病構造の変化に伴う高度・専門化への医療ニーズ多様化等による影響を受け、依然として厳しい運営状況にありますので、更なる健全運営化に努めてまいります。

また、へき地及び医療機関不足地域の医療機関として、国保診療所の役割と使命が果たせるよう、関係機関との連携を密にし、効率的な運営を目指した予算執行に努めてまいります。

予算総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり、3億2,117万5千円で前年度当初比19.6パーセントの減となっております。

老人保健特別会計について申し上げます。

老人医療費は、老人医療の無料化が実現して以来、幾多の制度改革が行われ、高額療養制度の導入や入院給付費の引き上げなど給付改善の歴史が続いてまいりました。

しかし、長引く経済の低迷や急激な高齢化社会の進展により、医療給付

の増加に拍車がかかり、老人保健財政は年々厳しさを増しております。

今回、高齢化のピークを迎える将来においても安定した医療制度として、運営ができるように、新たに後期高齢者医療制度が施行され、今までの老人保健制度がそのまま新制度に移行するとともに、老人医療給付費支払が新たな特別会計によって支払われることとなりました。

平成20年度予算につきましては、制度改正に伴い歳入歳出とも別冊予算書のとおり、2億443万円で前年度当初比89.7パーセントの減となっております。

後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

老人医療費は、急速な高齢化の進展の中で増大し続けており、年々上昇する傾向にあります。

そのような中、大幅な制度改正により、平成20年度から、現行の老人保健制度における75歳以上の後期高齢者を対象とした新しい医療保険制度として「後期高齢者医療制度」が始まることにより、茨城県後期高齢者医療広域連合及び市町村は特別会計を設けることとされていることから、新たに予算編成をするものです。

給付内容等につきましては、基本的に今までの老人保健と変わりありませんが、医療費に対し一定の負担が求められることとなり、茨城県後期高齢者広域連合が保険料の賦課を行い、町においては徴収事務が発生し、引続き住民に対しましての窓口業務等を行ってまいります。

平成20年度予算につきましては、歳入歳出とも別冊予算書のとおり、1億9,844万9千円となっております。

介護保険特別会計(保険事業勘定)について申し上げます。

社会の高齢化に対応するために始まった介護保険制度は、本町においても「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に沿って、介護予防を重視した予防プランやリハビリによる、要介護状態の軽減、悪化防止を目的とした新予防給付と地域支援事業を推進してまいります。

将来予測される課題に対応するため、制度の動向を注視しながら、新たな介護予防や地域ケアの推進、さらに高齢者の方が元気でいきいきと自立

した生活が送れるような介護サービスの基盤整備に努めるとともに、健全な財政運営に努めてまいります。

平成20年度の予算編成につきましては、介護給付費及び新予防給付事業の実績及び今後の動向等を見極めながら予算執行に努めてまいります。

予算総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり、12億2,921万1千円で前年度当初比10.3パーセントの増となっております。

介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)について申し上げます。

介護保険法の改正に伴い、介護予防給付サービス計画に係る予算について計上したものであります。平成20年度も引続き地域包括支援センターを中心に介護予防に取り組んでまいります。

予算総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり、576万1千円で前年度当初比45.5パーセントの増となっております。

公共下水道事業特別会計について申し上げます。

流域下水道事業については、事業認可区域271ヘクタールを年次計画により、工費の節減に努めながら汚水管渠工事を進め、普及率の向上を図ってまいります。

特定環境保全公共下水道事業については、未普及地区91ヘクタールを年次計画により、工費の節減に努めながら汚水管渠工事を進め、普及率の向上を図ってまいります。

予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり、11億5,908万6千円で前年度当初比18.9パーセントの増となっております。

農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

農業集落排水処理施設は、町内4地区が順調に稼動しております、施設の効率的な稼動を目指し、経費の節減を図ってまいります。

また、古内地区農業集落排水事業については、年次計画に基づき、工費の節減に努めながら生活環境の整備を図ってまいります。

予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり、7億3,326万7千円で前年度当初比9.6パーセントの増となっております。

簡易水道事業特別会計について申し上げます

簡易水道事業特別会計予算については、施設の維持管理が主なものになっており、予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり、5,496万6千円で前年度当初比1.8パーセントの減となっております。

水道事業会計について申し上げます。

常北地区の統合簡易水道施設整備事業については、引き続き松山下取水場から取水する水利権取得のため、藤井川ダム再開発事業の建設負担金を負担いたします。

桂地区は、赤沢取水場の施設改良のための実施設計を進めてまいります。

また、七会地区の水道未普及地域解消事業については、本年度は、上赤沢増圧場、小勝、徳蔵、下赤沢、上赤沢地内の配水管の新設並びに地区内の給水工事を順次進め、真端、大網地区の配水管整備の実施設計も本年度に着工し、全地区の早期完成を目指していきます。

なお、平成20年度内には、水道未普及地域内の一部の地域において給水開始を予定しております。

さらに、水道事業の運営及び水道施設の維持管理につきましては、公営企業の基本原則を堅持しながら、給水サービスの一層の向上に努めてまいります。

予算総額は、別冊予算書のとおり、収益的収入及び支出は、6億5,838万円、資本的収入は、3億3,163万2千円で、支出は、5億2,305万円です。

収益的収支及び資本的収支を合わせた総額は、11億8,143万円で前年度当初比4.7パーセントの減となっております。

以上、一般会計及び特別会計並びに企業会計の概要についてご説明申し上げます。

一般会計、特別会計及び企業会計を合算しました、平成20年度城里町予算総額は、163億4,364万2千円となっております。

執行に当たりましては、役職員一丸となって、町民の福祉増進と活力ある

元気なまちづくりのために、全力を尽くし、町民の期待と信頼に応える決意
であります。

議員各位をはじめ、町民皆様のご理解と、なお一層のご協力を心からお
願い申し上げます。